注38　⑱の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第５章第２節第１款第２目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条、第114条及び第115条の２の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

［ア～サ　略］

シ　第154条において準用する第115条の２に規定するサイバーセキュリティの確保に関する説明書

［注39・注40　略］

［２～４　略］

別表第四十八号（第159条関係）

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

［略］

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				

［注１～注５　略］

注６　サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注７　［略］

注38　⑱の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第５章第２節第１款第２目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条及び第114条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

［ア～サ　同左］

［新設］

［注39・注40　同左］

［２～４　同左］

別表第四十八号（第159条関係）

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

［同左］

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				

［注１～注５　同左］

［新設］

注６　［同左］